

---

## Ⅲ 表示に関する登記各論(土地)

---

Ⅲ-1	登記事項(土地)	1
Ⅲ-2	各種の登記(土地)	25

---

## Ⅳ 表示に関する登記各論(建物)

---

Ⅳ-1	登記事項(建物)	64
Ⅳ-2	各種の登記(建物)	101

---

## Ⅴ その他表示に関する登記の論点

---

Ⅴ-1	所有者に関する登記	225
Ⅴ-2	総合	237

---



## Ⅲ-1 登記事項(土地)

### Ⅲ-1-①-1 地番の定め方



制限時間▶

30秒

- 問題1** 合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用されない。(R3-9-ア)
- 問題2** 登記官は、地番が著しく錯雑している場合には、必要があると認められるときであっても、当該地番を変更することができない。(R3-9-イ)
- 問題3** 10番1の土地と10番2の土地とを合筆する場合には、登記官は、特別の事情がないときであっても、合筆後の土地の地番を10番2とすることができる。(R3-9-ウ)

## 解説

- 問題 1** **正**： 地番は、地番区域ごとに起番し、土地の位置がわかりやすいものとなるように定めるものとする（規 98）。抹消、滅失又は合筆により登記記録が閉鎖された土地の地番は、特別の事情がない限り、再使用しない（準 67 I ②）。
- 問題 2** **誤**： 地番が著しく錯雑している場合において、必要があると認めるときは、その地番を変更しても差し支えない（準 67IV）。
- 問題 3** **誤**： 合筆した土地については、合筆前の首位の地番をもってその地番とする（準 67 I ⑥）。ただし、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めて差し支えない（同⑦）

## Extra Question

土地の表題登記をする場合において使用される地番は、特別の事情がない限り、当該土地に隣接するいずれかの土地の地番に支号を付して定める。(H23-7-ア)

⇒ ×

要役地についてする地役権の登記がある土地で地番に支号がないものについて分筆の登記をする場合において、当該地役権を分筆後のいずれかの土地について消滅させることを証する地役権者が作成した情報が提供され、当該土地の地役権を抹消するときは、分筆した土地について支号を用いない地番を存することができる。(H23-7-イ)

⇒ ○

## Onepoint Advice

### 地役権設定の登記は？

承役地は ↓

【登記の目的】	【権利者その他の事項】
地役権設定	(略) 要役地 ○市○町○番

こっちは申請による登記

要役地は ↓

【登記の目的】	【権利者その他の事項】
要役地地役権	承役地 △市△町△番 (略)

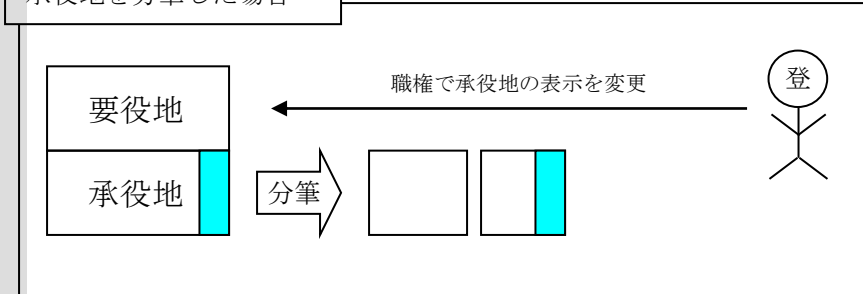
こっちは職権による登記

すなわち

職権による登記は職権で変更できる。  
申請による登記は職権で変更できない。

承役地を分筆した場合と要役地を分筆した場合の手続

承役地を分筆した場合



要役地を分筆した場合

